2005年1月21日 第1版 2016年4月 1日 第5版 国立研究開発法人 情報通信研究機構 電磁波研究所 時空標準研究室 日本標準時グループ

ネットワークによる時刻情報提供サービス利用手引き

情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が行う日本標準時の『ネットワークによる時刻情報提供サービス』(以下「NTPサービス」という。)の利用に関して説明します。

1. NTP サービス提供について

1. 1 目的

別図に示すとおり、NICT は日本標準時(UTC(NICT))に直結したネットワーク接続による時刻供給装置(以下「NTP サーバ」という。)を運用し、NTP を使ったサービスを行う機関(法人)(以下、利用者という。)に対して接続サービスを行います。

1. 2 利用者

利用者の行うサービスの内容に関しては、有償であるか無償であるかは問いません。ただし、リソースの制限から、公共性の高い機関、時刻配信事業者や一般に対しサービスを行う機関等の接続を優先いたします。

1. 3 申請等

接続を希望される機関等は、接続の希望日、サービスを行う内容、NTP サーバに関する情報、連絡担当者等を、「ネットワークによる時刻情報提供サービス(NTPサービス)利用申請書」及び「接続先情報シート」に記入し、NICTに利用申請を行なってください。なお、「ネットワークによる時刻情報提供サービス設備基準」を満たした接続が要求されるため、その基準を満たすことを確認の上、申請していただくようにお願いします。

なお、利用スペースや回線数に空きがない場合においては、利用申請をしていただいても、利用できませんので、利用申請時には、3.NTPサービス連絡先にご確認の上、申し込みをお願いします。

受付は随時行いますが、毎年度、3月末、6月末、9月末、12月末の3ヶ月毎に、受付を締め切り、審査を実施いたします。

詳細は、NTPサービス連絡先へお問い合わせください。

1. 4 審査

NICT は、申請に基づき審査を行い、利用契約を結びます。審査に関しては、 別紙の審査表により実施します。

なお、リソースの制限から、多数の接続希望があった場合、審査の優先順位と して、以下のようにいたします。

(1) 公共性の高い機関等

国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、学校法人、非営利認可法人、公益法人その他公共機関として認められる機関及びタイムビジネス認定を取得した又は予定している信頼できる時刻配信事業者

- (2) インターネットサービスプロバイダ、コネクティビティサービス事業者 等による、一般利用者向け無償サービス提供機関
- (3) インターネットサービスプロバイダ、コネクティビティサービス事業者 等による、特定ユーザ向けサービス(有償のものを含む。)提供機関
 - (4) その他の一般利用者向け無償サービス提供機関
 - (5) その他の特定ユーザ向けサービス(有償のものを含む。)提供機関
 - (6) その他の機関

なお、優先順位において、判断ができない場合は、利用者数(推定値)、過去の実績、NTP サービス利用方法、利用する時計の性能等の情報をお知らせいただき、詳細評価を行います。

さらに、それでも適合した機関が多数の場合においては、抽選の上、利用の可 否を決めさせていただきます。ご了解ください。

1. 5 回線接続までの手続き

機構は審査の結果、NTPサービス提供が可能と判断した申請者(以下、許諾利用者という。)との間で、時刻情報提供サービス契約を結び、サービスの提供を行います。

接続に係る設備の費用、工事費用及び通信回線料等については、許諾利用者の負担となります。

当機構のNTPサーバへの接続(アクセス)は特定の機器に限定し、不特定としないことといたします。

契約締結後3ヶ月以内に回線を開通しない場合は、解約することもありますので、開通可能な時期をご検討の上、申請してください。

1.6 運用

NICT は別図の中のルータ (NICT 小金井本部に設置) までの機器を用意いたします。

NTP サーバの利用は無償とします。

運用は常時としますが、メンテナンス等での停止は随時行われることがありますのでご了承ください。なお、NICT は、NTP サーバの接続トラブル、時刻情報の誤りに関しては免責されるものとさせていただきます。また、機関等に置かれる NTP stratum2 サーバの、時刻精度についての保証は行いませんので、ご了承ください。

ルータへの接続 IP は、グローバルな接続を許諾いたしません。

また、バックアップのために用意している ISDN サーバ (ISDN による時刻供給 方式のサーバ) は、利用を許諾利用者のみに限定します。(単独での利用はでき ません。)

NTP サーバへアクセスする装置の台数制限については、別途定めておりますので、NTP サービス連絡先にお問い合わせください。

1. 7 利用中止

利用中止を希望する場合は、中止の申請をし、契約解除の手続きと装置の撤去を行うものとします。利用中止を予定している場合は、NTP サービス連絡先に、ご連絡ください。撤去時には、現状復帰を原則としておりますので、利用期間中の NICT 施設の改修などを行った場合には、許諾利用者の負担で、現状への復帰をお願いします。

1.8 利用取り消し

NICT の運用の指示に従わなかった場合、運用に関して不正な使用をした場合、あるいはタイムビジネス認定の取得を予定していたが、それが取得できなくなった場合、その他不適切な利用をした場合には、NICT は許諾利用者に利用停止の措置を取らせていただきます。その場合、許諾利用者の責任で、撤去などを行うことになります。ただし、利用停止を不服とした場合には、不服理由を NICT に提示していただき、NICT は不服内容を考慮して判断するものとします。

1. 9 年次報告

利用状況の把握のため、毎年2月末に年次報告を提出してもらいます。利用状況が、著しく悪いと判断した場合は、利用許諾を取りやめることがありますので、ご了承ください。

2. 関連資料

利用手引き及び以下の関連資料に関しては、NICTのホームページで取得可能となっております。

また、NTPサービス連絡先あてに依頼があれば、お送りいたします。

- ・ネットワークによる時刻提供サービス利用申請書
- ・ネットワークによる時刻提供サービス接続先情報シート
- ・ネットワークによる時刻提供サービス設備基準
- ・ネットワークによる時刻提供サービス契約書
- ・審査表
- 年次報告書

3. NTP サービス連絡先

国立研究開発法人 情報通信研究機構

電磁波研究所

時空標準研究室 日本標準時グループ

(住所) 〒184-8795

東京都小金井市貫井北町4-2-1

(TEL) 042-327-6985

(FAX) 042-327-6689

(Email) jst-service@ml.nict.go.jp

(URL) http://jjy.nict.go.jp/

